

# 障害者基本計画の主な改定内容について

| 新(第4次障害者基本計画)   |   | 旧(第3次障害者基本計画)  | 改定ポイント   |
|---|---|--|--|
| <b>基本理念</b>   | 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援  | 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現   | ・ 障害当事者の社会参加、能力の発揮、自己決定・自己実現を強調  |
| <b>横断的視点</b>  | ① 条約の理念の尊重及び整合性の確保<br>② 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上<br>③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援<br>④ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援<br>⑤ 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援<br>⑥ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進 | ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援<br>④ アクセシビリティの向上<br>② 当事者本位の総合的な支援<br>③ 障害特性等に配慮した支援<br>ー<br>⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進 | ・ 障害者権利条約との整合性等を強調<br>・ アクセシビリティや当事者本位の分野横断的な支援を強調<br>・ 複合的困難への配慮やきめ細かな支援を強調<br>・ PDCAサイクルの導入を強調   |
| <b>各分野における障害者施策の基本的な方向</b>                                  | <b>1. 安全・安心な生活環境の整備</b>   | <b>5. 生活環境</b>   | ○ 障害者の生活環境における社会的障壁の除去やアクセシビリティ向上の推進を強調<br>● 「地域生活支援拠点等」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築等を追記<br><br>○ 意思疎通支援(人材育成・確保、サービス利用の促進、支援機器の提供など)の充実を強調<br>● 公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上やICT等の利活用によるアクセシビリティに配慮した行政情報の提供等を追記<br><br>○ 障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保、福祉・医療サービスの継続等の災害支援を強調<br>● 障害者支援施設等の防犯に係る安全確保のための施設整備を追記<br><br>○ 障害を理由とする差別の解消の推進に向けて、法律の一層の浸透や環境整備など各種取組の推進を強調<br><br>○ 障害児支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組むことを強調<br>● 自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮した必要な支援等の推進を追記<br>● 自立生活援助の導入による障害者の地域生活移行の推進を追記<br>● 発達障害の早期発見・支援に向けた巡回支援等の促進を追記<br>● 障害福祉サービス等情報公表制度の活用によるサービスの質の向上を追記<br>● PDCAサイクルの導入による障害福祉サービスの更なる充実等を追記 |
|   | (1) 住宅の確保   | (1) 住宅の確保  |  |
|   | (2) 移動しやすい環境の整備等  | (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等   |  |
|   | (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進  | (3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進  |  |
|   | (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進  | (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進   |  |
|   | <b>2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b>  | <b>6. 情報アクセシビリティ</b>   |  |
|   | (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上   | (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上  |  |
|   | (2) 情報提供の充実等  | (2) 情報提供の充実等   |  |
|   | (3) 意思疎通支援の充実   | (3) 意思疎通支援の充実  |  |
|   | <b>(4) 行政情報のアクセシビリティの向上</b>   | (4) 行政情報のバリアフリー化   |  |
| <b>3. 防災、防犯等の推進</b>   | <b>7. 安全・安心</b>   |  |  |
| (1) 防災対策の推進   | (1) 防災対策の推進   |  |  |
| <b>(2) 東日本大震災をはじめとする災害からの復興の推進</b>                          | (2) 東日本大震災からの復興   |  |  |
| (3) 防犯対策の推進   | (3) 防犯対策の推進   |  |  |
| (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済                                     | (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済   |  |  |
| <b>4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b>                              | <b>8. 差別の解消及び権利擁護の推進</b>  |  |  |
| (1) 権利擁護の推進、虐待の防止   | (2) 権利擁護の推進   |  |  |
| (2) 障害を理由とする差別の解消の推進  | (1) 障害を理由とする差別の解消の推進  |  |  |
| <b>5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</b>                               | <b>1. 生活支援</b>  |  |  |
| <b>(1) 意思決定支援の推進</b>  | ー   |  |  |
| (2) 相談支援体制の構築   | (1) 相談支援体制の構築   |  |  |
| <b>(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実</b>                                | (2) 在宅サービス等の充実  |  |  |
| (4) 障害のある子供に対する支援の充実  | (3) 障害児支援の充実  |  |  |
| (5) 障害福祉サービスの質の向上等  | (4) サービスの質の向上等  |  |  |
| <b>(6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等</b> | (6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等   |  |  |
| (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保  | (5) 人材の育成・確保  |  |  |
| ー   | (7) 障害福祉サービス等の段階的な検討  |  |  |

|                     | 新(第4次障害者基本計画)   | 旧(第3次障害者基本計画)  | 改定ポイント   |
|---------------------|---|--|--|
| 各分野における障害者施策の基本的な方向 | <b>6. 保健・医療の推進</b><br>(1) 精神保健・医療の適切な提供等<br>(2) 保健・医療の充実等<br>(3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進<br>(4) 保健・医療を支える人材の育成・確保<br>(5) 難病に関する保健・医療施策の推進<br>(6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療 | <b>2. 保健・医療</b><br>(2) 精神保健・医療の提供等<br>(1) 保健・医療の充実等<br>(3) 研究開発の推進<br>(4) 人材の育成・確保<br>(5) 難病に関する施策の推進<br>(6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療 | ○ 入院中の精神障害者の早期退院や地域移行(いわゆる社会的入院の解消)、退院後の支援に関する取組の推進を強調<br><b>● 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築や円滑な地域移行・定着を追記</b><br><b>● 幼少期から慢性疾病に罹患している児童等に対する相談支援等の充実を追記</b>  |
|                     | <b>7. 行政等における配慮の充実</b><br>(1) 司法手続等における配慮等<br>(2) 選挙等における配慮等<br>(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等<br>(4) 国家資格に関する配慮等   | <b>9. 行政サービス等における配慮</b><br>(3) 司法手続等における配慮等<br>(2) 選挙等における配慮等<br>(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等<br>(4) 国家資格に関する配慮等                 | ○ ICT等の利活用によるアクセシビリティに配慮した行政情報の提供等を強調<br><b>● 障害者施策や緊急時における情報提供等を行う際には、多様な障害特性に応じた配慮を行うことを追記</b>   |
|                     | <b>8. 雇用・就業、経済的自立の支援</b><br>(1) 総合的な就労支援<br>(2) 経済的自立の支援<br>(3) 障害者雇用の促進<br>(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保<br>(5) 福祉的就労の底上げ                                      | <b>4. 雇用・就業、経済的自立の支援</b><br>(2) 総合的な就労支援<br>(5) 経済的自立の支援<br>(1) 障害者雇用の促進<br>(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保<br>(4) 福祉的就労の底上げ     | ○ 障害特性に応じた多様な就業機会の確保、雇用・就業施策と福祉施策との適切な組合せによる支援を強調<br><b>● 就労定着支援の導入による障害者の職場定着の推進を追記</b><br><b>● 合理的配慮など必要な措置を講じることによる地方公共団体の障害者雇用の推進を追記</b>   |
|                     | <b>9. 教育の振興</b><br><b>(1) インクルーシブ教育システムの推進</b><br>(2) 教育環境の整備<br>(3) 高等教育における障害学生支援の推進<br><b>(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実</b>   | <b>3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等</b><br>(1) インクルーシブ教育システムの構築<br>(2) 教育環境の整備<br>(3) 高等教育における支援の推進<br>—<br>—<br>(4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興<br>—    | ○ 障害者が、学校卒業後も含めたその生涯を通じ、教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策の横断的かつ総合的な推進を強調<br><b>● インクルーシブ教育の推進を図るため、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズ等の把握、合意形成、支援(配慮)のほか、専門性の向上など教育環境の整備について全体的に追記。</b><br><b>● 障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動機会の提供・充実を追記</b> |
|                     | <b>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</b><br><b>(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備</b><br>(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進  |  |  |
|                     | <b>11. 国際社会での協力・連携の推進</b><br>(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等<br>(2) 国際的枠組みとの連携の推進<br>(3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等<br>(4) 障害者の国際交流等の推進  | <b>10. 国際協力</b><br>(3) 国際的な情報発信等<br>(1) 国際的な取組への参加<br>(2) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等<br>(4) 障害者等の国際交流の推進                               | <b>※ 実施主体が国となるため、省略</b>  |

※改定ポイント欄にある○項目は「基本的な考え方」の主な内容、●項目は「施策の基本的な方向」の主な内容を記載。